

令和 8 年 2 月 1 0 日

総合政策局運輸審議会審理室

「スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港（関西国際空港） 運航許可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について許可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和 8 年 1 月 1 4 日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、許可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表予定です。

https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html

○混雑空港について

航空法第 107 条の 3 第 1 項による混雑空港のことで、現在、成田国際空港、東京国際空港、関西国際空港、大阪国際空港及び福岡空港が指定されています。

混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営もうとする本邦航空運送事業者は、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならないとされています。

○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第 8 条に規定する審議会であり、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先] 総合政策局運輸審議会審理室 日下、藤間
(直通) 03-5253-8810



[混雑空港運航許可申請に関する問合せ先] 航空局航空ネットワーク部航空事業課 武内、小島
(代表) 03-5253-8111 (内線 48523, 48524)
(直通) 03-5253-8705

事 案 番 号	令 8 第 9 0 0 1 号
申 請 者	スプリング・ジャパン株式会社
事案の種類	混雑空港運航許可申請
事案の内容 (概要)	混雑空港 関西国際空港
運輸審議会答申	許可することが適当

国運審第22号
令和8年2月10日

国土交通大臣 金子 恭之 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港運航許可申請について

令8第9001号

令和8年1月14日付け国空事第1008号をもって諮問された上記の
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

主 文

スプリング・ジャパン株式会社からの申請に係る混雑空港（関西国際空港）を使用して運航を行うことについては、許可することが適当である。

理 由

1. 申請者は、混雑空港である関西国際空港を使用して国内定期航空運送事業を営営するため、本件申請を行ったものである。

申請者の運航計画によれば、関西国際空港－新千歳空港の路線について、令和8年3月24日から、エアバス式A321型機を貨物専用機として使用し、1日に1往復の運航を行おうとするものである。

2. 混雑空港を使用して国内定期航空運送事業を営営しようとする本邦航空運送事業者は、航空法第107条の3第1項の規定により、混雑空港ごとに、当該混雑空港を使用して運航を行うことについて国土交通大臣の許可を受けなければならない。

また、国土交通大臣は、当該許可をしようとするときは、同条第3項に基づき、次の基準によってこれをしなければならない。

- (1) 運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであること
- (2) 競争の促進、多様な輸送網の形成等を通じて利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものであること等、当該混雑空港を適切かつ合理的に使用するものであること

3. 当審議会は、本事案の審議に当たり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて、申請理由等について確認するとともに検討を行った。なお、公聴会の開催の申出がなかったことから、公聴会は開催していない。

本事案の審議で確認した主な事項については、以下のとおりである。

- (1) 運航計画は、関西国際空港の発着調整基準及び利用可能時間を充足しているとともに、同空港における運航、運送及び整備に必要な体制及び時間を確保している。加えて、新千歳空港の利用可能時間を充足しているとともに、同空港における運航、運送及び整備に必要な体制及び時間を確保している。

よって、本事案に係る申請は、前述 2. (1) の基準を満たすものであることを確認した。

- (2) 現在、関西国際空港－新千歳空港線では、旅客便の貨物スペースを利用して貨物輸送を行っている。

本件申請は、貨物専用機の運航により、これまでの旅客便では搭載できなかった大型貨物の輸送が可能となるものであり、新たな選択肢を用意することで利用者の利便に適合する輸送サービスを提供するものである。

よって、本事案に係る申請は、前述 2. (2) の基準を満たすものであることを確認した。

4. 以上のように、本事案に係る申請は、その運航計画が航空機の運航の安全上適切なものであるとともに、混雑空港を適切かつ合理的に使用するものである。そのため、本事案に係る申請について、航空法第 107 条の 3 第 3 項の許可基準に適合するものとして、同条第 1 項に基づき国土交通大臣が許可することは適当であると認める。